

令和8年度福島県立高等学校入学者選抜 福島県立福島北高等学校 前期選抜募集要項

福島県立福島北高等学校
〒960-0201 福島市飯坂町字後畑1番地
TEL (024)542-4291
FAX (024)542-9930

1 アドミッション・ポリシー

福島北高等学校では、次のような生徒を求めています。

- ① 学習に意欲的に取り組み、大学・短期大学・看護医療系分野への進学や公務員受験を目指す生徒
- ② 芸術系教科（音楽・美術・書道）のいずれかに興味・関心が高く、その知識や技能をさらに深めたい生徒や芸術分野への進学を目指す生徒
- ③ 保育・食物・福祉分野のいずれかに興味・関心が高く、その方面へ進学や就職を目指す生徒
- ④ 商業科目に興味・関心が高く、商業・情報系の資格取得に挑戦し、進学や就職を目指す生徒
- ⑤ 文化・スポーツ活動に積極的に取り組んでおり、入学後も意欲的に活動をする生徒

2 実施学科及び募集定員

課程	学科名	募集定員	特色選抜 募集定員枠	一般選抜募集定員
全日制	総合学科	120名	30% 程度	募集定員から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

3 通 学 区 域

本校の通学区域は、県下一円とする。

4 出 願 資 格

本校前期選抜に出願することができる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。特色選抜への出願資格については、次の(1)、(2)に加えて(3)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」「16 選抜方法・選抜資料(1)①」（5ページから）を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 志願してほしい生徒

本校は、生徒一人ひとりが自分の進路希望や興味・関心に応じて学習できる総合学科であり、4つの系列（文理総合・教養文化・生活総合・情報ビジネス）において主体的な学習を通して、社会に貢献する人間の育成を目指している。

本校では、基本的な生活習慣を身に付け、各系列の特性を十分に理解した上で、明確な進路目標の実現に向けて意欲的に未来を切り拓こうとする生徒を求める。

6 併願の取扱い

志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

7 WEB出願システムの利用

- (1) 出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）を利用する。

WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。

- (2) 志願者は、WEB出願システムに、氏名や現住所、保護者氏名等の志願者基本情報の登録（以下「志願者基本情報登録」という。）を完了させた後に、出願手続を行う。
- (3) 志願者は、出願に当たって、本校及び学科等の情報（以下、志願者基本情報と併せて「志願情報」という。）をWEB出願システムに登録する。

なお、県立高等学校入学者選抜においては、志願情報を入学願書として取り扱う。

- (4) 県外から志願する者及び県内において学区を越えて志願する者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「15 出願資格申請」（5ページ）により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式1号）
ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することがある。
- ② 令和8年度特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

- (2) 上記(1)以外の者

- ① 令和8年度特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ② 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（様式3号）
ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することがある。
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
なお、外国における最終学校の履修証明書、学習成績証明書等とする場合は、日本語又は英語によるものとする。

9 出 願 手 続

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、本校校長に出願する。

- ① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年1月26日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)正午まで

- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)午後4時まで

- ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。

なお、調査書については「11 調査書提出」（4ページ）に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月6日(金)正午まで

- (2) 上記(1)以外の者
上記(1)に準じ、志願者が直接、出願手続を行う。
- (3) 本校校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、WEB出願システムにより出願を受理する。
- (4) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
なお、出願の際に、他都道府県の公立高等学校に出願しないことを証明する書類（様式4号）を提出すること。
- (5) 一家転住やその他のやむを得ない事情により、期間内に出席手続をできなかった者が、新たに出願を希望する場合は、出願先変更受付期間に限り、これを受け付ける。その際、中学校長は、速やかに本校校長に連絡すること。
- (6) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。
- ① 志願情報に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき
- 持参又は送付による書類の提出方法について
(本要項において、特に断りがない限り、以下の方法により書類を提出する。)

【持参の場合】受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

【送付の場合】送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立福島北高等学校長
住所 〒960-0201
福島市飯坂町字後畑1番地

10 出 願 先 変 更

出願先変更とは、先の出願を取り下げて新たに出願することをいい、期間内で、1回に限り、他の高等学校への変更、本校に出願した選抜の変更をすることができる。

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
中学校長を通して、出願先変更を願い出る。
- ① 出願先変更を希望する志願者は、中学校長にその旨を申し出た後、WEB出願システムに新たな志願先の志願情報を登録し、中学校長に申請する。
また、出願先変更により入学検定料の不足が生じる場合は、WEB出願システムを介して不足額を納付する。
なお、納付した入学検定料は返還しない。
【申請期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月12日(木)正午まで
 - ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、新たな出願を承認する。
【中学校承認期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月12日(木)午後4時まで
 - ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願先変更受付期間内に、持参又は送付により新たな志願先の高等学校長に提出する。
なお、調査書については「11 調査書提出」（4ページ）に定めるところにより提出する。
- (2) 上記(1)以外の者
上記(1)に準じて、先に本校校長に出願先変更を希望する旨を申し出た後に、志願者が直接、出願先変更の手続を行う。
- (3) 新たな志願先の高等学校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、WEB出願システムにより出願先変更を受理する。
なお、出願先変更の受付をもって、本校への出願は取り下げられる。

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月13日(金)正午まで

- (4) 本校に提出した書類等は返還しない。

また、出願先変更に伴い入学検定料に差額がある場合でも、すでに納付した入学検定料との差額は返還しない。

11 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票（様式5号）を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月17日(火)午後4時まで

なお、持参又は送付による提出方法については「9 出願手続(6)」下部（3ページ）に記載の「持参又は送付による書類の提出方法について」に準ずる。

12 受験票の印刷

志願者又は中学校は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

13 出願取消

前期選抜に出願した者が出願を取り消す場合は、出願取消の手続を行う。

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 出願を取り消す志願者は、中学校長に申し出た後に、WEB出願システムに出願取消の情報を登録し、中学校長に出願取消を申請する。

② 中学校長は、WEB出願システムにおいて出願取消の情報に誤りがないことを確認の上、承認する。

なお、志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時まで

- (2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じて、本校校長に出願取消を申し出た後に、志願者が直接、出願取消の手続を行う。

- (3) 本校校長は、WEB出願システムにより出願取消の情報を確認する。

- (4) 前期選抜の出願を取り消した者は、印刷した受験票を破棄する。

また、納付した入学検定料及び本校に提出した書類等は返還しない。

14 自己申告書の提出

本校校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して志願先の本校校長に自己申告書（様式7号）を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。

ただし、送付の場合は送付の記録が残る簡易書留等とする。また、提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月18日(水)午後4時まで

なお、持参の場合の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式8号）を交付する。

15 出願資格申請

県外等からの志願者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、申請期間内に持参又は送付により必要な書類を本校校長に提出し、出願資格を有することの承認を得る。

なお、中学校長又は志願者は、手続を始める前に本校校長に連絡をすること。

【申請期間】

令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで

及び令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月30日(金)午後4時まで

(1) 申請方法

① 県外等からの志願者

中学校を経由して、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、460円切手（簡易書留）を貼付した返信用封筒（長形3号）を併せて提出する。

ア 出願資格申請書（様式9号）

イ 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

② 中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者

志願者が直接、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、460円切手（簡易書留）を貼付した返信用封筒（長形3号）を併せて提出する。

ア 出願資格申請書（様式9号）

イ その他、本校学校長が指示する書類

（保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類や学校教育における9年の課程の修了を証明する書類等）

※ 「保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類」の例

- ・ 市町村長が発行する「住民票の写し」（個人番号の記載がないもの）
- ・ 保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」等
- ・ 保護者の居住に関する中学校長等による「事由書」（任意様式）

(2) 審査結果の通知

本校校長は、申請書等の内容を審査し、中学校長に連絡の上、送付の記録が残る簡易書留等

により、「出願資格審査結果通知書」（様式10号）を中学校長を経由して、志願者に通知する。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者の場合は、直接連絡の上、通知する。

また、審査の結果に関わらず、提出した書類等は返還しない。

(3) 出願資格を有することを承認された志願者は、WEB出願システムに志願者基本情報登録を行う。

(4) やむを得ない事情により、申請期間内に出願資格申請をできなかった者が、出願を希望する場合は、出願受付期間及び出願先変更受付期間に限り、出願資格申請を受け付ける。

(5) 一度、出願資格を有することを承認された志願者がやむを得ない事情により他の高等学校に出願しようとする場合、あるいは出願先変更をする場合は、(1)～(3)に準じて新たな志願先の高等学校長の承認を得る。

なお、WEB出願システムにおいて既に志願者基本情報登録が済んでいる場合は、(3)は不要とする。

16 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

本校校長は、中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として選抜を行う。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

選抜に当たっては、本校の特色や総合学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

① 志願してほしい生徒像

本校は、生徒一人ひとりが自分の進路希望や興味・関心に応じて学習できる総合学科であり、4つの系列（文理総合・教養文化・生活総合・情報ビジネス）において主体的な学習を通して、社会に貢献する人間の育成を目指している。

本校では、基本的な生活習慣を身に付け、各系列の特性を十分に理解した上で、明確な進路目標の実現に向けて意欲的に未来を切り拓こうとする次のような生徒を求める。

A型 (教科学習)	【文理総合系列】学習に意欲的に取り組み、大学・短期大学・看護医療系分野への進学や公務員受験を目指す者
	【教養文化系列】芸術系教科（音楽・美術・書道）のいずれかに興味・関心が高く、その知識や技能をさらに深めたい者。または芸術系分野への進学を目指す者
	【生活総合系列】保育・食物・福祉のいずれかに興味・関心が高く、保育・食物・福祉分野への進学や就職を目指す者
	【情報ビジネス系列】商業科目に興味・関心が高く、商業・情報系の資格取得に挑戦し、進学や就職を目指す者
B型 (部活動)	文化・スポーツ活動に積極的に取り組んでおり、入学後、次の部活動で意欲的に活動する意志がある者 令和8年度特色選抜における指定部活動は次のとおりである。 吹奏楽、美術、演劇、野球、柔道、弓道、テニス、卓球、 バスケットボール（女子）、バレーボール（女子）、バドミントン

② 学力検査

本要項「17 学力検査等の日時及び会場 (1) 学力検査」(7ページ)のとおりに5教科実施し、学力検査の満点を250点とする。

③ 特色選抜志願理由書

記入上の注意を確認し、A型又はB型のいずれか一方の用紙に志願者が記入する。

④ 調査書

「各教科の学習の記録」の評定については傾斜配点を実施する。第1学年から第3学年の評定を合計して390点満点(国語、社会、数学、理科、英語の評定は2倍、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の評定は4倍する)とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は110点満点とし、合計500点満点とする。

⑤ 特色面接

個人面接を実施する。段階評価とする。

⑥ 特色検査

実施しない。

⑦ 選抜資料の満点

全体の満点は、750点とする。

(2) 一般選抜

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）を実施し、その結果を併せて資料として、本校の特色や総合学科の特性等に配慮しつつ、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

① 学力検査

本要項「17 学力検査等の日時及び会場 (1) 学力検査」(7ページ)のとおりに5教科実施し、学力検査の満点を250点とする。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

③ 一般面接

集団面接を実施する。段階評価とする。

※特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者に対しては特色面接（個人面接）の実施をもって一般面接の実施とみなし、資料とする。

17 学力検査等の日時及び会場

(1) 学力検査

- ① 志願者全員に学力検査を課す。
- ② 学力検査は、県教育委員会が、同一の問題により県下一斉に実施する。
- ③ 学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

④ 日 時

令和8年3月4日（水）

受付時間：午前8時10分～午前8時30分

学力検査：午前9時～午後3時10分

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50 分)	(20 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	(60 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	

⑤ 会 場 福島県立福島北高等学校

- ⑥ 持ち物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、折りたたみ式の定規などの分度器機能を有する定規は使用できない。）、腕時計

※下敷、三角定規のうち各辺の長さの比率が刻字されているもの、分度器（ただし、分度器機能を有する定規を含む。）、文字盤に月や星座などの英語表示がある時計、英語のことわざが書いてある文具は使用できない。

※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチ等）、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(2) 特色面接

① 日 時

令和8年3月5日（木）

受付時間：午前8時10分～午前8時30分

特色面接：午前9時～

※終了予定時刻は、令和8年2月27日（金）正午までに本校のWebサイトに掲載する。

② 会 場 福島県立福島北高等学校

- ③ 持ち物 受験票、上ばき、腕時計、昼食（指定された面接時間により持参）

※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチ等）、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(3) 一般面接

① 日 時

令和8年3月6日（金）

受付時間：午前8時10分～午前8時30分

一般面接：午前9時～

※終了予定時刻は、令和8年2月27日（金）正午までに本校のWebサイトに掲載する。

② 会 場 福島県立福島北高等学校

- ③ 持ち物 受験票、上ばき、腕時計、昼食（指定された面接時間により持参）

※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチ等）、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

18 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した選抜を実施し、他の受験者と併せて判定する。

(1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者

- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者
- なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。
- ※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。
- (2) 定員について
定員枠については、募集定員の外枠とはしない。
- (3) 追検査等受験の手続き
- ① 中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（様式11号）を令和8年3月6日（金）午後4時までに中学校長を通して本校校長へ提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（様式12号）を交付する。
- (4) 日 時
令和8年3月10日（火）
- 受付時間 ① 学力検査のみ、又は、学力検査と面接の両方の受験を許可された者
午前8時10分～午前8時30分
- ② 面接のみの受験を許可された者
午後2時10分～午後2時30分
- 学力検査：午前9時～午後2時45分
面 接：午後3時～
- 14:10～ 面接のみの受験者受付
- | | | | | | | | | | | | |
|------|------|-------|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 9:00 | 9:50 | 10:05 | 10:55 | 11:10 | 12:00 | 12:50 | 13:40 | 13:55 | 14:45 | 15:00 | 16:00 |
| 国 語 | 休 | 数 学 | 休 | 外国語
(英語) | 昼食 | 理 科 | 休 | 社 会 | 休 | 面 接 | |
- (50分) (15分) (50分) (15分) (50分) (50分) (50分) (15分) (50分) (15分)
- 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。
- (5) 面 接
追検査（学力検査）終了後、午後3時より実施する。
- ① 特色選抜のみの志願者に対しては、特色面接を実施「16 選抜方法・選抜資料(1)⑤」（6ページ）する。
- ② 一般選抜のみの志願者に対しては、一般面接を実施「16 選抜方法・選抜資料(2)③」（6ページ）する。
- ※特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者に対しては特色面接（個人面接）の実施をもって一般面接の実施とみなし、資料とする。
- (6) 会 場 福島県立福島北高等学校
- (7) 持ち物 「17 学力検査等の日時及び会場」（7ページ）のとおりとする。
- (8) 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

19 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消、合格した選抜及び学科）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日(月)午後1時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

- (1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (2) 選抜結果発表期間の初日は午後1時以降に、WEB出願システムを利用できない志願者への配慮として、合格者一覧を本校西昇降口前に掲示する。ただし、掲示時間は、3月16日（月）の午後3時までとする。
- (3) 合格者に対して合格通知書（様式13号）及び入学関係書類を本校西昇降口で交付するので、受験票を持参し、来校すること。ただし、交付時間は、3月16日（月）の午後1時から午後3時までとする。
- (4) 本校校長は、提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

20 学力検査結果の提供

前期選抜の学力検査（追検査を含む。）受験者に対し、WEB出願システムにより、本人の各教科の得点と5教科の合計得点の情報を提供する。志願者は、WEB出願システムにより、学力検査結果を確認する。

なお、対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

【学力検査結果提供期間】

令和8年3月16日(月)午後2時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

21 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い
選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。
なお、インフルエンザ等学校感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。
 - ① 追検査等の対象となる志願者
「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式14号）を令和8年3月6日（金）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、中学校長は、事前に本校校長に連絡する。本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を受領後、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」（様式15号）を交付する。
なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、この要項に示した「18 追検査等の実施(3) 追検査等受験の手続き」（8ページ）に定めるところによる。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。
 - ② 追検査等の対象とならない志願者
受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和8年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。
- (3) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式16号）を中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
なお、納付した入学検定料及び本校に提出した書類等は返還しない。
- (4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和8年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」に定めるところによる。
提出する書類は次のとおりとする。
 - ① 中学校卒業者及び卒業見込の者
原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式17号）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮

等に関する説明書」（様式18号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

② 上記①以外の者

原則として年内に、本校に問い合わせること。

(5) その他

① 「入学検定料の免除」等については、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

② 引率者・保護者控室は設置しない。

(6) 本要項に記載されていないことについては、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を確認の上、本校に問い合わせること。